

厚生労働大臣の求める掲示事項

- ① 当院は厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。
- ② 当院は厚生労働大臣が定める以下の施設基準に適合し、届出を要する項目について近畿厚生局に届出を行っております。
 - ・機能強化加算 ・外来感染対策向上加算 ・時間外対応加算 1
 - ・地域包括診療加算 ・がん治療連携指導料
 - ・機能強化型在宅療養支援診療所連携型 ・在宅時医学総合管理料 1
 - ・在宅がん医療総合診療料 ・明細書発行体制加算 ・生活習慣病管理料（Ⅱ）
 - ・一般名処方加算 ・医療情報取得加算

機能強化加算

当院では「かかりつけ医」機能を有する医療機関として、機能強化加算を算定しており以下の取り組みを行っております。

- ・受診されているほかの医療機関や処方されている医薬品を把握させていただくため、お薬手帳のご提示やご質問をさせていただく場合がございます。
- ・必要に応じて、専門医師や専門医療機関をご紹介します。
- ・健康診断の結果等の健康管理に係る相談に応じます。
- ・福祉、保健サービスに係る相談に応じます。
- ・診療時間外を含む、緊急時の対応方法等に係る情報提供を行います。

外来感染向上加算

当院は院内感染防止対策として、必要に応じて次のような取り組みを行っています。

- ・当院は患者様の受診歴の有無にかかわらず、発熱その他の感染症を疑わせる疾患（インフルエンザや新型コロナウイルス感染症など）の外来診療に対応します。
- ・外来での感染防止対策として、風邪症状、発熱症状など感染症の疑われる患者様を空間的・時間的に分離し、一般診療の方とは導線を分けた診療スペースを確保して対応します。
- ・当院では、院長を「院内感染管理者」と定め、クリニック全体で感染対策に取り組んでいます。
- ・院内感染対策の基本的考え方や関連知識の習得を目的に、研修会を定期的に実施しています。
- ・抗菌薬については厚生労働省の「抗微生物薬適正使用の手引き」に則り、適正に使用しています。

- ・当院は感染対策に関して和歌山市医師会や基幹病院と連携体制を構築し、定期的に必要情報提供やアドバイスを受け、院内感染対策の向上に努めています。

時間外対応加算 1

当院は、「かかりつけ医」としての取り組みを行っており、再診時に「時間外対応加算 1」（患者様 1 名につき 1 回 5 点）を算定させていただきます。通院されている患者様に対して 時間外に緊急の相談がある場合に対応できる体制を整えております。やむを得ない事由により電話等による問い合わせに応じることができなかった場合であっても、可能な限り、速やかに対応することができる体制をとっています。

地域包括診療加算

当院では、患者様の健康相談・予防接種に係る相談を受け付けております。患者様の状態に応じ、28 日以上長期投薬を行っております。また、希望があればリフィル処方箋を交付することもできます。介護保険制度の利用等に関する相談を行っており、介護支援専門員及び相談支援専門員からの相談にも対応します。

がん治療連携指導料

当院は、がん診療連携拠点病院等と連携しており、患者様が適切な治療を継続できるよう必要に応じて情報共有を行っております。

機能強化型在宅療養支援診療所連携型

在宅時医学総合管理料 1

在宅がん医療総合診療料

当院は在宅で療養する患者さんを対象に、緊急時の連絡体制及び 24 時間往診ができる体制等を確保しています。

明細書発行体制加算

当院では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても明細書を無料で発行しております。尚、明細書には、使用された薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されます。明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨をお申し出ください。

生活習慣病管理料（Ⅱ）

報酬改定により令和 6 年 6 月より高血圧・脂質異常症・糖尿病のいずれかを主病と

する患者様は、従来の管理料から『生活習慣病管理料（Ⅰ）または（Ⅱ）』へと移行します。この改定によって、患者様には個々に応じた目標設定、血圧や体重、食事、運動に関する具体的な指導内容、検査結果を記載した『療養計画書』へ初回だけ署名（サイン）を頂く必要がございます。

一般名処方加算

当院では後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組み等を実施しております。後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方（※一般的な名称により処方箋を発行すること）を行う場合があります。一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても患者様に必要な医薬品が提供しやすくなります。

医療情報取得加算

当院では診療情報を取得する体制として、オンライン資格確認システムを利用し、診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めています。